

社団法人 香川県サッカー協会 基本規定

第1章 総 則

第1条（目 的）

本規定は、社団法人香川県サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第 50 条の規定に基づき、本協会の組織および運営に関する基本原則を定める。

第2条（遵守義務）

本協会に加盟登録したすべての団体およびその役員、監督、コーチ、その他の関係者ならびに登録選手は、本規定およびこれに付随する諸規定を遵守する義務を負う。

第2章 会 員

第3条（正会員）

香川県内において財団法人日本サッカー協会の定めるところに従い財団法人日本サッカー協会に加盟登録した団体（以下「チーム」という）で、かつ本協会所定の入会手続きを経たチームが、定款第 5 条（1）に定めた正会員の団体となる。

第4条（入会金及び会費）

本協会の入会金は、次のとおりとする。

- （1）正 会 員 10,000円
- （2）賛助会員 10,000円

2. 本協会の会費（年額）は、次のとおりとする。

- （1）正 会 員 5,000円
- （2）賛助会員 個人 1口 5,000円
団体 1口 10,000円

第5条（加盟チーム）

正会員となった加盟チームの種別は、次のとおりとする。

- （1）第1種 年齢を制限しない選手により構成されるチーム。
- （2）第2種 18歳未満の選手により構成されるチーム。ただし高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- （3）第3種 15歳未満の選手により構成されるチーム。ただし中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- （4）第4種 12歳未満の選手により構成されるチーム。ただし小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- （5）女 子 女子の選手により構成されるチーム。
- （6）シニア 40歳以上の選手により構成されるチーム。

第6条 (加盟登録費)

本協会の正会員となったチームおよびそのチームに所属する個人の登録料は次のとおりとする。
(単位：円)

種 別		日本協会	監督 登録料	四国協会	香川県協会	チーム合計	個人登録料	委員会活動費 分担金
第1種		1チーム 12,000	2,000	1チーム 2,200	1チーム 14,800	1チーム 31,000 (29,000)	1人 2,500	1チーム 20,000 県リーグ 40,000
第2種		1チーム 7,500	2,000	1チーム 1,200	1チーム 9,800	1チーム 20,500 (18,500)	1人 1,300	
第3種		1チーム 7,500	2,000	1チーム 700	1チーム 9,800	1チーム 20,000 (18,000)	1人 1,000	
第4種		1チーム 7,500	2,000	1チーム 700	1チーム 9,800	1チーム 20,000 (18,000)	1人 1,000	1チーム 10,000
女子	1種	1チーム 12,000	2,000	1チーム 2,200	1チーム 2,500	1チーム 18,700 (16,700)	1人 2,000	
	2種	1チーム 7,500	2,000	1チーム 1,200	1チーム 2,500	1チーム 13,200 (11,200)	1人 1,000	
	3種	1チーム 7,500	2,000	1チーム 700	1チーム 2,500	1チーム 12,700 (10,700)	1人 700	
	4種	1チーム 7,500	2,000	1チーム 700	1チーム 2,500	1チーム 12,700 (10,700)	1人 700	
シニア		1チーム 12,000	2,000	1チーム 2,200	1チーム 14,800	1チーム 31,000 (29,000)	1人 2,500	1チーム 30,000

※ 「チーム合計」欄の()内は、監督登録料免除の場合

※ 日本協会登録費には機関誌購読料(5,000円)を含む

第7条 (委員会活動費分担金)

加盟チームの種別の分担金は次のとおりとする。

- (1) 第1種 1チームにつき 60,000円
- (2) 第4種 1チームにつき 10,000円
- (3) シニア 1チームにつき 30,000円

第8条 (加盟チームの権利及び義務)

加盟チームは次の事項に関する権利を持つ。

- (1) 本協会の組織単位としてその施策に関与すること。
- (2) 本協会、財団法人日本サッカー協会および四国サッカー協会が主催する競技会に参加すること。

2. 加盟チームは次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本協会が定める登録料および分担金を納付すること。
- (2) 財団法人日本サッカー協会および本協会が定めるところにより、選手氏名、審判員その他の所要事項を登録すること。
- (3) 加盟チームは、所属選手が本協会により代表チームまたは選抜チームの一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。
ただし、当該選手が傷害または疾病のために応ずることができない場合は、その理由について文書をもって本協会に提出し、本協会の承諾を得なければならない。

第3章 役員

第9条（役員）

本協会には、次の役員を置く。

- （１）理事 20名以上30名以内（うち会長1名、副会長5名以内、専務理事1名および常務理事4名以内）
- （２）監事 2名

第10条（種別を代表する理事）

前条の理事には、各種別を代表する者6名（第5条に定める種別ごとに各1名とする）が含まれていなければならない。

第4章 組織

第1節 総会

第11条（総会の種別）

本協会の総会は、通常総会および臨時総会とする。

第12条（総会の構成・権能）

定款第19・20条のとおり。

第13条（総会の開催、招集、議長定足数、および議事録）

定款第21・22・23・24・25条のとおり。

第2節 理事会および常務理事

第14条（理事会の構成・機能）

定款で定めたとおり。

第15条（常務理事会の構成・機能）

定款で定めたとおり。

第3節 種別委員会

第16条（設置）

本協会は、サッカーの普及発展を図り、競技会を円滑に運営するため、第5条で定められた各種別を構成するチームをもって種別委員会を設置する。

- 2. 種別委員会は規約をそれぞれ別に定め、理事会の承認を得る。
- 3. 種別委員会の経費は、補助金、分担金、事業に伴う収入その他で支弁する。

第 17 条（所管事項）

種別委員会は、当該種別に係る次の事項を所管する。

- （１）加盟チームの登録に関する事項
- （２）大会および試合の監理に関する事項
- （３）大会および試合の企画に関する事項
- （４）その他種別に関する事項

第 18 条（種別委員会）

種別委員会は次のとおりとする。

- （１）第 1 種委員会
- （２）第 2 種委員会
- （３）第 3 種委員会
- （４）第 4 種委員会
- （５）女子委員会
- （６）シニア委員会

第 19 条（フットサル委員会等）

前条の種別委員会に準じて、次の委員会を設置する。

- （１）フットサル委員会
- （２）キッズ委員会

第 4 節 専門委員会

第 20 条（設置）

本協会事業遂行のため専門委員会を設置する。

2. 専門委員会の規約は、それぞれ別に定めることができ、理事会の承認を得る。
3. 専門委員会の経費は、補助金、交付金、事業に伴う収入その他で支弁する。

第 21 条（専門委員会）

専門員会は、次のとおりとする。

- （１）総務委員会
- （２）財務委員会
- （３）規律・フェアプレー委員会
- （４）審判委員会
- （５）技術委員会
- （６）医事委員会
- （７）郡市委員会
- （８）事業委員会
- （９）広報委員会

第 22 条（専門委員会の組織）

各専門委員会は、それぞれ委員長および若干名の委員をもって構成する。

2. 各専門委員会の委員長および委員は、本協会役員、郡市サッカー協会役員のほか本協会事業に関し、知識、経験および熱意を有する者のうちから、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第 23 条（委員の任期）

各委員会の委員長および委員の任期は 2 年とし、再任されることができる。

2. 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現往者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまではなおその職務を行わなければならない。

第 24 条（招集，議長）

各専門委員会は，それぞれの委員が招集し，その議長となる。

2. 各専門委員会の招集は，各委員に対し会日の 7 日前までに通知しなければならない。ただし緊急の必要がある場合はこの限りでない。

第 25 条（所管事項）

各専門委員会は，所管事項に関し，理事会の諮問に応じて答申を行い，または諮問を待たずして意見を具申するほか，理事会の決定に従い，所管事項に関する事業を実施する。

2. 各専門委員会の所管事項は次のとおりとする。

（1）総務委員会

- ① 総務，企画，事業，栄典に関する事項
- ② 理事会資料の作成に関する事項
- ③ 他の委員会に属さない事項

（2）財務委員会

- ① 毎年度予算および決算案の審議
- ② 資金運用，借入等質全計画に関する検討
- ③ 長期財政計画の審議
- ④ その他財務および経理に関する重要事項の審議

（3）規律・フェアプレー委員会

- ① 全ての違反行為に対する調査と処罰案の決定
- ② フェアプレーに関する事項

（4）審判委員会

- ① 競技規則の解釈，適用に関する事項
- ② 審判員の養成に関する事項
- ③ 審判員の登録および管理に関する事項
- ④ 公式競技のための審判員の派遣に関する事項
- ⑤ 審判インストラクター，インスペクターに関する事項
- ⑥ 審判員の賞罰に関する事項
- ⑦ その他審判に関する事項

（5）技術委員会

- ① 香川県を代表するチームの監督候補者の推挙
- ② 香川県を代表するチームの編成案の作成
- ③ 香川県を代表するチームの強化
- ④ その他香川県を代表するチームに関する事項
- ⑤ 年齢層別の選手の育成，強化に関する事項
- ⑥ 強化方針に基づく技術指導に関する事項
- ⑦ 指導者の養成に関する事項
- ⑧ 認定指導者の登録および管理に関する事項
- ⑨ その他技術指導に関する事項

（6）医事委員会

- ① すべての医事，生理機能および健康に関する事項
- ② 指導者に対するサッカー競技者への体力調整，軽傷の応急手当，その他の医事教育に関する事項
- ③ 衛生学（ドーピング）に関する事項
- ④ 本協会が主催または主管する試合および大会における医事サービスに関する事項

（7）郡市委員会

- ① 香川県内の各地域におけるサッカー競技の普及および振興に関する事項
- ② 本協会と郡市協会の連絡調整に関する事項
- ③ その他郡市協会に関する事項

(8) 事業委員会

- ① 各種事業の企画，立案に関する事項
- ② 各種事業に関する契約の検討に関する事項
- ③ 各種事業の実施に関する事項

(9) 広報委員会

- ① 広報活動の企画，立案，実施に関する事項
- ② マスメディアによる報道および取材に関する事項
- ③ その他広報取組に関する事項

第 26 条（委員会の権限）

各専門委員会の委員長は次の権限を有する。

（1）理事会に出席し，その所管事項に関する報告または意見陳述を行うこと。

（2）緊急を要するため専門委員会には付議することが困難な事項に関し，自らの判断に基づき決定すること。

2. 委員長は前項（2）号の規定に基づき決定を行ったときは，その決定事項を次の専門委員会に報告し，その承認を得るものとする。

第 27 条（事務局との連携）

各専門委員会は事業の実施に関し，あらかじめ本協会事務局と密接な連絡をとり，事務の円滑な遂行を図らねばならない。

2. 各専門委員会は，その活動，事業開催に伴う収入および支出についての経理担当者を定めて，これを取り扱うものとし諸活動，事業終了後計算書を作成し，本協会事務局へ報告しなければならない。

第 5 節 特別委員会

第 28 条（特別委員会）

この協会の事業遂行のため必要かおるときは，理事会の決議に基づき，特別委員会を置くことができる。

2. 特別委員会の組織については，前条の規定を準用する。この場合において，前条中「専門委員会」とあるのは「特別委員会」と読み替えるものとする。

第 6 節 事務局

第 29 条（総 則）

（1）本協会の事務を処理するため，事務局を置く。

（2）事務局には有給の職員を置く。

（3）職員の任免は会長が行う。

第30条（業 務）

事務局の業務は、次のとおりとする。

- （１）文書の受信，発信に関する事務
- （２）理事会および評議員会の資料作成，準備に関する事務
- （３）議事録の作成に関する事務
- （４）各関係機関への提出書類作成に関する事務
- （５）経理に関する事務
- （６）登録に関する事務
- （７）広報に関する事務
- （８）事業に関する事務
- （９）その他本協会の活動に伴う庶務全般

第31条（内 規）

事務局に関する内規は別に定める。

第5章 加盟団体

第1節 総 則

第32条（定 義）

本協会は、サッカー競技の普及および発展を図るため、加盟団体を置くことができる。

- 2．加盟団体は、本協会が定めた賛助会員になる。

第2節 郡市サッカー協会

第33条（統 括）

加盟した各郡市協会は、本協会の統括をうける。ただし本協会は各サッカー協会活動を規制するものではない。

第34条（権 利）

加盟した各郡市サッカー協会は、第18条に定めた郡市委員会に1名の参加ができる。

- 2．本協会が主催する事業の主管ができる。

第6章 審 判

第35条（審判員の登録）

各級審判員およびフットサル各級の登録料は、以下のとおりとする。

- | | |
|------------|--------|
| （１）2級 | 8,000円 |
| （２）3級 | 4,700円 |
| （３）4級 | 4,000円 |
| （４）フットサル2級 | 8,000円 |
| （５）フットサル3級 | 4,700円 |
| （６）フットサル4級 | 4,000円 |

第 36 条（資格の更新）

- （１）３級審判員は、毎年所定の更新講習会を受講し、その資格を更新することができる。
- （２）４級審判員の資格を認定された審判員は、毎年４級認定講習会を受講し、資格を継続することができる。

第 7 章 表 彰

第 37 条（表 彰）

本協会は、香川県サッカーの発展に寄与、貢献した個人または団体に対し、敬意および謝意を表することを目的として表彰を行う。

第 38 条（表彰事由）

- （１）役員等として永年協会の運営に貢献したとき
- （２）選手の指導、育成に顕著に貢献したとき
- （３）審判員として永年にわたり、競技運営に貢献したとき
- （４）加盟チームが全国大会においてベスト 8 位以上の成績をおさめたとき
- （５）選手が日本代表あるいは日本代表候補になったとき

第 39 条（表彰の方法）

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念賞等を加授することができる。

第 40 条（表彰者の決定）

表彰者の決定は、理事会において行う。

第 41 条（表彰の時期）

表彰の時期および場所は、会長が決定する。

第 8 章 懲 罰

第 1 節 総 則

第 42 条（違反行為の処罰）

本協会は、本協会に加盟する団体（加盟チーム、郡市サッカー協会）または個人（選手、監督、コーチ、役員その他関係者を含む）が、次に各号のいずれかに該当したときは、本章の定めるところにより、罰則を科すことができる。

- （１）本規定または本規定に付随する諸規定に違反したとき
- （２）本協会の指示命令に従わなかったとき
- （３）本協会（または本協会に加盟する団体または個人）の名誉または信用を毀損する行為を行ったとき
- （４）本協会（または本協会に加盟する団体）の秩序風紀を乱したとき
- （５）刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

第 43 条（罰則の種類）

- （１）警告
- （２）譴責
- （３）罰金
- （４）一定数の公式試合の出場資格の停止
- （５）一定期間の公式試合の出場資格の停止
- （６）無期限の公式試合の出場資格の停止
- （７）公的職務の一時的または永久的停止
- （８）除名

第 44 条（規律・フェアプレー委員会の審議）

前 2 条による罰則の決定および適用は、「規律・フェアプレー委員会」の審議を経て、理事会が決定する。

第 2 節 懲罰基準

第 45 条（競技会における違反行為）

香川県内で実施される公式競技会における加盟チーム、加盟チームの役員および選手の違反行為に対しては、財団法人日本サッカー協会基本規定で定めた懲罰基準をもって罰則を適用する。

第 46 条(その他の違反行為)

加盟チームおよびその役員等の違反行為に関する罰則の適用は前条と同じとする。

第 9 章 改 正

第 47 条（改 正）

本規定の改正は、理事会および総会の議決を経て、これを行う。

第 10 章 附 則

第 48 条（施 行）

本規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。